

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進



学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

- 学校との**連携・協働**

- ・ **学校運営協議会**※2などを通じた学校運営への参画

- **自治体全体で取り組む**

- ・ **総合教育会議**※3を通じた連携・協働



首長部局

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



学校の指導・運営体制の充実

教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。
※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

**教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、
子供たちの成長を直接感じることができる職業です。**



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、
次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて
良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに**教師が子供に全力で向き合えるよう**
教師の**“働きやすさ”**と**“働きがい”**の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、**若手の教師をサポートする体制**へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう**教師の配置を増やします**

学校の体制もより良く変化



小学校：学級担任＋教科担任制
理科や算数など分野ごとに
専門性の高い教師が授業を担当



中学校：40人→35人学級へ
(R8年度法改正予定)
一人一人の子供に目が届く指導を



様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)



スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー



部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も
増えています！
応募は各自治体HPへ

多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、
給料月額**の4%→10%へ**
(R8～R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、
令和7年の**教職1年目の給与は**
前年から**約50万円増加**

区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算